

## 令和4年度第4回人事委員会 会議結果<概要>

### 1 日 時

令和4年5月31日（火）午前10時00分～午前11時10分

### 2 場 所

人事委員会 審理室（都庁第一本庁舎南塔 41階）

### 3 出席者

（委員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）初宿事務局長、新田見任用公平部長、谷試験部長、宮本審査担当部長、田近  
総務課長、鎌田任用給与課長、野口試験課長

### 4 議 事

<議 案>

第6号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

第7号議案 職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて

第8号議案 令和4年度東京都職員I類B保健師採用試験の実施権限の一部委任及び実施計画の承認について

## 第6号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

標記議案について、事務局から、東京都議会議長より意見聴取の照会があった下記の条例について、地方公務員法等の改正に伴う改正であり、照会に対しては異議なしとして回答したい旨、説明した。

令和4年5月25日付4議事第37号による照会

- 1 第116号議案 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第117号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第118号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第119号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第121号議案 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 第122号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 第123号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 第124号議案 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 9 第125号議案 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 10 第126号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 11 第127号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 12 第128号議案 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 13 第129号議案 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 14 第130号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 15 第131号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 16 第139号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 17 第140号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 18 第141号議案 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

委員より、管理監督職に係る異動期間を延長等する場合には職員の同意を得なければならないところ、対象となる職員と同意の方法について質疑があり、事務局から、59歳になる職員に対し、制度を説明した上で同意を得る旨を回答した。

委員より、高齢層職員の学び直しについて質疑があり、事務局から、現在でも再任用される前の職員に対し研修を行っている旨を回答した。

委員より、異動期間を延長した場合でも介護休暇を取得可能であるか質疑があり、事務局から、可能である旨を回答した。

委員より、職員の定年等に関する取扱いは、基本的に国家公務員と同じであるかとの質疑があり、事務局から、国との権衡を失しないように取り扱っている旨を回答した。

委員より、定年延長に関する制度等について、定年前にわかりやすくしっかりと説明を行うべきであるとの意見があった。

委員長より、定年前に幹部として勤務をしていた職員が誇りを持って働き続けられる処遇をどうするかという議論が大切であるとの意見があった。

委員より、退職金を前借りできる制度があるかについて質疑があり、事務局から、存在しない旨を回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

## **第7号議案 職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて**

標記議案について、事務局から、各任命権者より協議・申請があった国際競技大会に選手等として参加する職員の職務専念義務の免除及び給与の取扱いについて、協議・申請のとおり、同意・承認を行いたい旨、説明した。

委員より、対象職員が競技団体から受ける証明について、各競技団体に制度としてあるのか確認があり、事務局から、実際にパラリンピック 2020 大会に参加した選手も競技団体から証明を受けている例がある旨、説明があった。

委員より、公営企業局職員の職務専念義務が免除された場合の給与の取扱いについて確認があり、事務局から、公営企業局の給与については、それぞれの規程で定めているため、職務専念義務の免除についてのみ同意をする旨、説明があった。

委員より、職務専念義務が免除される対象職員のうち、給与上の取扱いに関して言及のない職員の給与上の取扱いについて確認があり、事務局から、改めて確認した上で報告する旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

## **第 8 号議案 令和 4 年度東京都職員 I 類 B 保健師採用試験の実施権限の一部委任及び実施計画の承認について**

標記議案について、事務局から、採用試験の実施権限の一部委任及び実施計画について原案のとおり決定したい旨、説明した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

次回開催日程について

次回委員会は、令和 4 年 6 月 10 日（金）午後 2 時 00 分から開催することとした。